

東京女子医科大学学会の利益相反に関する指針（細則）

（目的）

第1条 本細則は、東京女子医科大学学会（以下「本会」という）が「利益相反に関する指針（以下「本指針」という）」を全対象者に適用し、本指針の具体的な運用方法を示すことを目的とする。

（申告すべき事項と基準）

第2条 利益相反(COI)の申告を必要とされる者の申告すべき項目と基準は次表のとおりとする。

申告すべき事項	申告の基準
① 企業や営利目的団体の役員、顧問職等の有無と報酬額	1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のもの
② 研究に関連した企業の株式の保有と、その株式から得られる利益	1つの企業からの年間利益が100万円以上あるいは当該株式の5%以上保有のもの
③ 研究に関連した企業や営利目的団体からの特許権使用料	1つの特許権使用料が年間100万円以上のもの
④ 研究に関連した企業や営利目的団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）	1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上のもの
⑤ 研究に関連した企業や営利目的団体からパンフレット等の執筆に対して支払われた原稿料	1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上のもの
⑥ 研究に関連した企業や営利目的団体から契約に基づいて提供された研究費	1つの企業・団体から、医学研究（共同研究、受託研究、治験等）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で、実際に割り当てられた総額が年間100万円以上のもの
⑦ 研究に関連した企業や営利目的団体から提供された奨学（奨励）寄付金	1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄付金で、実際に割り当てられた総額が年間100万円以上のもの
⑧ 研究に関連した企業や営利目的団体が提供する寄付講座	実質的に用途を決定し得る寄付金で、実際に割り当てられた総額が年間100万円以上のもの
⑨ その他の報酬（研究とは直接関係のない旅費、贈答品等）	1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のもの

（本会学術集会等での発表）

第3条（開示の範囲）本会の学術集会等で発表する者は、会員／非会員を問わず、第2条に該当する場合は、発表内容に関連する企業・団体に関わるCOI状態を開示する義務を有する。

2. (開示の方法) 本会の学術集会等で発表する者は、演題応募または抄録提出時に、所定の様式により、COI 状態の有無を明らかにする。
3. (発表時) 発表時に明らかにする COI 状態については、本指針「4. 開示すべき事項」で定められたものを、発表スライドの 2 枚目に「COI 開示スライド」に従って開示する。開示が必要な期間は、抄録提出時の前年より過去 3 年間とする。

(本会機関誌での発表)

第 4 条 (開示の範囲) 本会の機関誌で発表する者は、第 2 条に該当する場合は、投稿内容に関連する企業・団体に関わる COI 状態を開示する義務を有する。

2. (開示の方法) 本会の機関誌で発表する者は、投稿時に、所定の様式により、全著者の COI 状態の有無を申告する。開示が必要な期間は、論文投稿時の前年より過去 3 年間とする。
3. (発表時) 発表時に明らかにする COI 状態については、論文原稿の表紙／Title Page に明記された内容が文献の前に記される。

(自己申告書の取扱い)

第 6 条 本細則に基づいて本会に提出された様式およびそこに開示された COI 状態 (以下「COI 情報」という) は、会長を管理者とし、本会事務局において個人情報として厳重に保管・管理する。

2. 各幹事会は、本指針に定められた事項を処理するために、会長の許可を得て COI 情報を随時利用できるものとする。その利用には、当該申告者の COI 情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、各幹事会の審議ならびに会長の承認を得て、当該 COI 情報のうち必要な範囲を本会内部に開示するあるいは社会に公開することが含まれる。
3. 様式の保管期間は、学術集会／機関誌での発表後 2 年間とする。その後は、会長の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に COI 情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、幹事会の議決により当該 COI 情報の様式の廃棄を保留できるものとする。

(本細則違反者への措置)

第 7 条 本細則に違反した者への措置については、本指針の定めるところにより実施する。

(細則の変更)

第 8 条 本細則は、各幹事会の発議により、会長の承認を経て変更できる。

附則 第 1 条 (施行) 本細則は、2023 年 10 月 1 日より施行する。